

旧合併特例法と合併新法との比較(市町村に対する主な財政支援措置)

	旧合併特例法		合併新法
普通交付税	合併算定替 【期間】合併後10年間+激変緩和期間5年	➡	【期間】段階的に5年間(+激変緩和期間5年)に短縮 〔 H17・18年度の合併 = 9年 H19・20年度の合併 = 7年 H21年度の合併 = 5年 〕
	合併補正 (合併直後の臨時的経費に対する財政措置)	➡	存置
特別交付税	合併市町村に対する包括措置 (合併を機に行う新たなまちづくり等の財政需要に対する措置) 【期間】合併後3年間 【措置額】人口により算定	➡	廃止
	合併準備経費に対する財政措置 (合併協議会への負担金等、合併の準備に要する経費に対する措置)	➡	存置
	合併移行経費に対する財政措置 (合併前に要する電算システムの統合等、合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため合併前に要する経費に対する措置)	➡	存置
地方債	合併特例債 【充当率】95% 【交付税算入率】70%	➡ 統合 ➡	合併推進債 【充当率】90% 【交付税算入率】40% 【対象事業】 ・旧市町村相互間の道路・橋梁・トンネル等 ・電算システムの統合、地域イントラネット ・本庁舎等、消防防災施設 ・火葬場、斎場 ・保育所、子育て支援施設等 ・その他特に必要と認められる事業
	合併推進債 【充当率】90% 【交付税算入率】50%		
補助金	合併準備補助金 【補助額】1団体につき500万円が上限	➡	廃止
	合併市町村補助金 【補助額】人口規模に応じて2,000万円～1億円	➡	廃止